

三豊市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第8条）

第2章 行為の制限（第9条・第10条）

第3章 基本的施策（第11条－第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

私たちの住む三豊市は、備讃瀬戸をのぞむ美しい海岸線、三豊平野、讃岐山脈など、海から山まで多彩な自然環境に恵まれ、歴史ある豊かな文化を持つまちです。このまちで、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任や利益を分かち合えること、また性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できること、そして「三豊が一番」と誰もが安心して生活できるまちを実現することが、私たち市民の願いです。

本市においては、男女共同参画社会の実現のため、「三豊市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を進めてきました。

しかしながら、性別による固定的役割分担の意識は依然根強く、一人ひとりの個性や能力を発揮する機会を奪う要因や解決しなければならない課題が多く残されています。

このような課題を解決し人権尊重のまちづくりを推進するためには、自らの意思で社会のあらゆる分野に参画することのできる男女共同参画社会の実現に向けた一層の努力が求められています。

ここに、本市が市民、事業者、関係機関などの協働により、“一人ひとりが自分らしく輝くために”を基本理念に男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市並びに市民、事業者、市民団体及び教育関係者（以下「市民等」という。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策について基本となる事項を定めること

により、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「あらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮することにより、均等に成果及び利益を受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 あらゆる分野の活動に参画する機会において、男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市の区域内に在住、在勤又は在学をする個人をいう。
- (4) 事業者 市の区域内において、営利又は非営利を問わず、事業その他の活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 市民団体 市の区域内において活動を行う団体をいう。
- (6) 教育関係者 学校教育をはじめ、家庭、地域、職場その他の社会のあらゆる場において行われる教育に携わる者をいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域社会等においても子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じた多様な生き方を選択し、実現できることをいう。
- (8) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者及び生活の本拠を共にする交際をする関係にある者を含む。以下この号において同じ。)若しくは配偶者であった者又はこれらに準ずる親しい関係にある者からの身体的、精神的、経済的、社会的又は性的な暴力をいう。
- (9) セクシュアル・ハラスメント 職場、学校その他の社会的関係が生じる場において、相手の意に反した性的な言葉若しくは行為によって、当該言動を受けた者に苦痛若しくは不快感を与え、その者の生活環境を害すること又は性的な言葉若しくは行為を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画推進のための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 男女が性別による差別的な取扱いを受けることなく、個人として人権を尊重すること。
- (2) 男女の性の違いを認めた上で、性別による固定的な役割分担の考え、制度及び慣行を見直し、男女の社会における活動についての自由な選択が妨げられることのないよう配慮すること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野における方針の立案及び決定過程に共同して参画する機会を確保すること。
- (4) 男女が互いの協力と社会の支援の下、家事、子育て、介護等の家庭生活における活動とその他の社会生活における活動とを両立して行うことができるようにすること。
- (5) 男女がそれぞれの身体的特徴についての理解を深め、妊娠・出産等に関する事項について、互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮すること。
- (6) 男女の性別にとどまらず、性同一性障害を有する人その他のあらゆる人の人権についても、配慮すること。
- (7) 男女共同参画社会の形成のための国際的な取組に対し、連携し、及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的かつ計画的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び県その他の地方公共団体と連携するとともに、市民等と協働して取り組まなければならない。
- 3 市は、自ら率先して男女共同参画の推進のために体制及び環境を整備し、必要な措置を講じるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、男女共同参画について理解を深め、基本理念に基づき、あらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるも

のとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が職場における活動に平等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、その事業活動において、平等に能力を発揮できる機会を確保し、男女共に子育て、介護その他の家庭生活と職業生活とを両立して行えるよう職場環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民団体の責務)

第7条 市民団体は、基本理念に基づき、その団体活動において男女が対等に参画できる機会を確保するとともに、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進において教育の果たす役割の重要性を深く認識し教育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 行為の制限

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他社会のあらゆる場において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別を理由とした差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント
- (4) 妊娠又は出産を理由とする不利益な取扱い

(情報の表示における表現の配慮)

第10条 何人も、広く市民を対象として表示する情報について、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担を助長する表現
- (2) 男女間の暴力を助長する表現

(3) 過度な性的表現

第3章 基本的施策

(男女共同参画プラン)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策等を総合的かつ計画的に推進するため、三豊市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定する。

2 市は、プランを策定するに当たり、積極的改善措置のうち必要と認めるものについて、数値目標を定めるものとする。

3 市は、プランを策定するに当たり、あらかじめ三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会の意見を聴かなければならない。

4 市は、プランを策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、プランの変更について準用する。

(広報啓発活動)

第12条 市は、市民及び事業者が男女共同参画に関する関心を高め、理解を深めるよう、積極的に情報を提供し、広報啓発活動を行うものとする。

(教育の充実及び学習の推進)

第13条 市は、家庭教育、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び学習の場において、市民の男女共同参画に関する理解を深めるため、教育の充実及び学習の推進並びにそれらの支援及び環境整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(市民及び事業者の活動支援)

第15条 市は、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動について、情報の提供、人材の育成その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、男女共同参画の推進のために必要と認めるときは、市民及び事業者と会議を開催し、又は事業者に対して男女共同参画の状況について報告を求めることができるものとする。

(ワーク・ライフ・バランスの促進)

第16条 市は、ワーク・ライフ・バランスを図ることができるよう、情報の提供そ

の他必要な支援を行うものとする。

(防災における男女共同参画の促進)

第17条 市は、防災に係る施策及び現場における男女共同参画を促進し、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めるものとする。

(積極的改善措置)

第18条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、男女間の格差が生じている場合は、市民等並びに国及び県その他の地方公共団体と協力し、必要な範囲において、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

2 市は、市民等に対し積極的改善措置を講じるための情報提供及び支援を行うものとする。

(調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に必要な事項について、調査研究を行い、その結果を男女共同参画の推進に関する施策に反映するものとする。

(実施状況の公表)

第20条 市は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表するものとする。

(相談及び苦情の対応)

第21条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関して、市民又は事業者から相談があったときは、関係機関と連携して適切に対応するものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関して、市民又は事業者から苦情の申出があったときは、適切な措置を講じるものとする。

3 市は、前項の申出があった場合において、必要と認めるときは、三豊市男女共同参画社会づくり推進協議会の意見を聴くものとする。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

